

新潟県旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月22日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第31号

新潟県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

新潟県旅館業法施行細則（昭和50年新潟県規則第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前					
別記 第1号様式（第2条関係） 旅館業許可申請書 (略)		別記 第1号様式（第2条関係） 旅館業許可申請書 (略)					
旅館業法第3条第2項各号に該当することの有 無及び該当するときは、その内容		旅館業法第3条第2項各号に該当することの有 無					
		第1号	成年被後見人 又は被保佐人	有・無	第2号	破産手続開始 の決定を受け て復権を得ない者	有・無
		第3号	禁錮以上の刑 に処せられ、 又は旅館業法 若しくは旅館 業法に基づく 処分に違反し て罰金以下の 刑に処せられ、その執行 を終わり、又は執行を受け ることがなくなつた日から 起算して3年 を経過してい ない者	有・無	第4号	旅館業法第8 条の規定によ り許可を取り 消され、取消 しの日から起 算して3年を 経過してい ない者	有・無
		第5号	暴力団員によ る不当な行為 の防止等に関 する法律（平 成3年法律第 77号）第2条 第6号に規定 する暴力団員 又は同号に規 定する暴力団 員でなくなつ た日から起算 して5年を経 過しない者 （以下「暴力 団員等」とい	有・無	第6号	営業に関し成 年者と同一の 行為能力を有 しない未成年 者でその法定 代理人（法定 代理人が法人 である場合に おいては、そ の役員を含 む。）が旅館業 法第3条第2 項第1号から 第5号までの いずれかに該 当する者	有・無

(略)					
	第7号	有・無	第8号	有・無	有・無
	う。) 法人であつて、その業務を行う役員のうち旅館業法第3条第2項第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの 暴力団員等がその事業活動を支配する者				
	旅館業法第3条第2項各号に該当するときは、その内容				
	(略)				

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。